



各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属高等学校を置く各国立大学法人の学長
各関係団体の長
各地方厚生（支）局長

殿

平成20年3月28日
19文科初第1403号
社援発第0328004号
〔第1次改正〕

平成23年11月29日
23文科初第1244号
社援発1129第6号

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省社会・援護局長

福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第4号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学・厚生労働省令第2号。以下「学校指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添のとおり「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針」を定め、福祉系高等学校等の指定に際しては、学校指定規則によるほか、この指針に基づき行うこととしましたので参考までに通知します。

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
産業教育振興室助成係
電話：03-5253-4111（内線 2380、2383）

厚生労働省局社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室資格試験係
電話：03-5253-1111（内線 2845、2849）

福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針

1 校地・校舎及び施設設備等に関する事項

- (1) 校地及び校舎等建物について、設置者が所有するものであることを原則とすること。
なお、次の要件を満たし、かつ、概ね20年以上にわたって使用できる場合には、借地又は借家であっても差し支えないこと。
 - ア 賃貸借契約が締結されていること（設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい）。
 - イ 校地について地上権若しくは賃借権又は校舎等建物について賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。
また、校舎等建物が自己所有の場合については、申請年内（12月末日まで）に工事を完了すること。
- (2) 暫定校舎及び恒久的な使用に充てるとは思えない簡易建物は原則として校舎とは認められないこと。
- (3) 本指針において備えることとされている備品等については、原則として全て申請年内に備え付けを完了すること。
- (4) 普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- (5) 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室（内法による測定で、概ね1ベッド当たり11.0平方メートル以上の広さを有すること。）及び6畳又は8畳の和室を設けること。和室については、在宅介護を想定した介護実習を行うためのものであり、襖、障子等で仕切られた独立の部屋とし、押入れを設けるのが望ましいが、在宅介護を想定した適切な実習が可能であれば、必ずしも襖、障子等で仕切られた独立の部屋でなくても、また、押入れを設けなくても差し支えないこと。
- (6) 入浴実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、家庭浴槽とシャワー設備を備え付けた上、給排水設備を整えること。

- (7) 家政実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒1人当たり 1.65 平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台（同時に授業を行う生徒6人につき1台）を備えること。なお、調理実習室と裁縫作業室をそれぞれ設ける場合については、それぞれ規定の面積以上の広さを有すること。
- (8) 図書室は、十分な閲覧スペースと閲覧設備(机、いす等)が整備されていること。また、図書室の蔵書以外にも、学習に必要な文献等について情報を検索できるよう、必要な機器を整備すること。
- (9) 更衣、演習、学生相談等に利用できる設備を設けることが望ましいこと。
- (10) 教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備するとともに、その時々
の新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。

品名	数量	備考
実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等介護実習に適したもの。
人体骨格模型	1	
成人用ベッド	生徒5人に1	ギャッチベッドを含む。 手すりを備えたもの。
移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式のいずれも可とする。
スライディングボード 又はスライディングマット	適当数	
車いす	生徒5人に1	
簡易浴槽	1	移動できるもので、浴槽が硬質のもの。
ストレッチャー	2	
排せつ用具	適当数	ポータブルトイレ、尿器等。
歩行補助つえ	適当数	
盲人安全つえ	適当数	普通用と携帯用を揃えること。

視聴覚機器	適当数	テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等。
障害者用調理器具、障害者用食器	適当数	
和式布団一式	1	
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし、分解数は問わない。

(注) 処置台又はワゴンについては、専ら演習の用に供するものであって、代替する機能を有する床頭台等でも差し支えないこと。

- (11) 教育用機械器具等については、設置者が所有するものであることを原則とすること。
ただし、福祉系高等学校等の適切な管理の下、当該福祉系高等学校等に常時備え置かれている場合であって、授業運営上必要になったときに、随時使用できる場合には、レンタル又はリース等であっても差し支えないこと。
- (12) 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「学校指定規則」という。）別表第 5 に定める科目の教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えるとともに、生徒の希望も勘案し、定期的にこれらを補充又は更新し、その充実を図ること。特に領域「介護」に関する図書の充実を図ること。

2 設置計画書に関する事項

- (1) 福祉系高等学校等を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の 1 年前までに様式 1 による福祉系高等学校等設置計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。
ただし、これにより難しい場合にあっては文部科学省へ相談すること。
- (2) 福祉系高等学校等の生徒の修業年限、養成課程、定員（定員を増加する場合に限る。）

及び学級数を変更しようとする者は、学則等を変更しようとする日の1年前までに様式1に準ずる福祉系高等学校等定員変更計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。ただし、これにより難しい場合にあっては文部科学省へ相談すること。

(3) 福祉系高等学校等設置計画書及び福祉系高等学校等定員変更計画書の提出部数は2部とすること。

(4) 設置計画書又は定員変更計画書の提出にあっては文部科学省にあらかじめ相談すること。

(5) 介護福祉士養成に係る学科の設置に関する広告等は、自らの責任において福祉系高等学校等設置計画書等の提出以降行って差し支えないこと。

ただし、設置について計画段階であることがわかるような表現とすること。

3 指定申請書等に関する事項

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）第3条の指定の申請並びに第4条第1項及び第2項の変更の承認の申請は、授業を開始しようとする日（変更の承認にあっては変更を行おうとする日）の6か月前までに、様式2による福祉系高等学校等指定申請書又は様式2に準ずる福祉系高等学校等変更承認申請書を、地方厚生（支）局長に提出すること。

ただし、令第4条第1項の変更の承認の申請であって、学校指定規則第10条第1項の変更の承認の申請であって、学校指定規則第9条第1項第5号に掲げる事項のうち、入学定員又は入所定員の減に関する事項の変更の承認の申請については、変更を行おうとする日の3か月前までに提出すること。

(2) 福祉系高等学校等指定申請書及び福祉系高等学校等変更承認申請書の提出部数は、2部とすること。

(3) 生徒の募集（募集要項の配付や入学試験の実施等をいう。以下同じ。）は、福祉系高等学校等指定申請書等の提出以降行って差し支えないこと。ただし、生徒の募集に当たっては次の点に留意しなければならないこと。

ア 申請者の責任において行うこと。

イ 指定等が確定したと誤解されるような表現は避けること。

ウ 指定等の前に教育内容や教員等に関する情報を公表する場合にあっては、必ず予定である旨を明示すること。

4 学則等に関する事項

学則又はこれに準ずるものであって、福祉系高等学校等における教育の方針や内容等を定めるもの（以下「学則等」という。）には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

- ア 設置目的
- イ 名称
- ウ 位置
- エ 修業年限
- オ 生徒定員及び学級数（通信課程にあつては、生徒定員）
- カ 養成課程及び履修方法
- キ 学年、学期及び授業を行わない日
- ク 入学時期
- ケ 入学資格
- コ 入学者の選考
- サ 入学手続
- シ 退学、休学、復学、卒業
- ス 成績考査
- セ 入学検定料、入学料、授業料及び実習費等
- ソ 教職員の組織
- タ 賞罰

5 生徒に関する事項

- (1) 学則等に定められた生徒の定員を厳守すること。
- (2) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。
- (3) 入学の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。
- (4) 生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。
- (5) 学校指定規則別表第5に定める各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、介護実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則等にその旨が明記されていること。

- (6) 他の福祉系高等学校等において履修した科目については、当該福祉系高等学校等における科目と同一である場合には、当該福祉系高等学校等における科目の履修に替えて差し支えないこと。
- (7) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。
- (8) 入学、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること。

6 教員に関する事項

- (1) 教員の数は、学校指定規則別表第5に定める各科目を担当するのに適当な数であること。
- (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定により授与された福祉の教科の高等学校の教員免許状（以下「福祉の教員免許状」という。）を有する教員により、学校指定規則第8条第2号に規定する教員の数を満たす必要があること。
- (3) 学校指定規則第8条第3号から第5号までに規定する1人はおくこととされている教員については、福祉の教員免許状を有する者であること。
- (4) 1人の教員が学校指定規則第8条第4号及び第5号のいずれの基準も満たす場合には、当該教員を学校指定規則第8条第4号及び第5号に規定する教員として差し支えないこと。
- (5) 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者であること。なお、「医療的ケア教員講習会修了者等」には、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（老発第0824第1号平成23年8月24日。以下「研修事業」という。）（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習を修了した者が含まれること。

ただし、当分の間は、医療的ケア教員講習会修了者等であって、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上の指導経験を有する者についても、医療的ケアの教員として認められること。

また、当該福祉系高等学校等の教員のほか、外部から教員を招へいし、医療的ケアの教育を担当させることも可能であること。ただし、その場合には、6の（5）の教員要件を満たす必要があること。

7 教育に関する事項

- (1) 学校指定規則別表第5に定める各科目の教育内容は、別表1以上であること。
- (2) 学校指定規則別表第5に定める各科目は、別表1に定める資格取得時の介護福祉士養成の目標、当該教育内容が含まれる領域の目的及び当該教育内容のねらいを踏まえて教授すること。この場合、当該各科目には、教育に含むべき事項が全て含まれていること。
- (3) 介護福祉士という職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような科目の設定又はその内容に配慮すること。
- (4) 合同授業（福祉系高等学校等で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は福祉系高等学校等の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（福祉系高等学校等と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）については、講義による授業であって、授業等に支障を来さない限りにおいて行って差し支えないこと。
- (5) 医療的ケアについては、福祉系高等学校等が自ら実施することが困難である場合には、他の福祉系高等学校等、介護福祉士養成施設、介護福祉士学校、改正後の附則第4条第2項に規定する登録研修機関（以下「登録研修機関」という。）等と連携して実施することも可能であること。

その際、学校教育法施行規則等に基づき、連携先における学修等が当該高等学校等の科目の履修とみなせるよう十分留意すること。

- (6) 福祉系高等学校等における各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。よって、例えば1単位時間を45分として運用することも可能であること。なお、学校の管理運営上、1単位時間を50分として運用する福祉系高等学校等については、指定上は31.5回分の授業の履修をもって1単位として認めること。ただし、介護実習については、1単位時間を50分以上として運用すること。

8 実習に関する事項

- (1) 学校指定規則第5条第14号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）については、

利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他の科目で学習した知識及び技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を修得することに重点を置いた内容とすること。

- (2) 介護実習については、介護実習施設等において行うものをいうものであること。
- (3) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを介護実習施設等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるよう、配慮すること。
- (4) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。
- (5) 学校指定規則第5条第1項第14号のロに規定する介護実習Ⅱを行う介護実習施設等の基準のうち、介護職員に占める介護福祉士の割合の基準については、常勤の介護職員のうち介護福祉士の人数が3割以上であれば満たすものであること。
- (6) 実習内容、実習指導体制及び実習中の安全管理等については、福祉系高等学校等と介護実習施設等との間で十分に協議し、確認を行うこと。
- (7) 介護実習施設等における実習計画が、当該介護実習施設等との連携の下に定められていること。
- (8) 福祉系高等学校等の実習を担当する教員は、実習期間中に各介護実習施設等を週1回以上巡回して、個々の学生について実習の課題を把握し、実習目標の達成状況を踏まえ、目標達成のための具体的な方法について指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、介護実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に生徒が福祉系高等

学校等において学習する日を設け、指導を行うこととしても差し支えないこと。

- (9) 実習期間が1日から3日程度の実習にあつては、実習期間前に福祉系高等学校等と当該実習を受け入れる介護実習施設等の実習指導者との間で情報交換を行い、実習に係る教育の到達目標を共有している場合には、(8)によらなくても差し支えないこと。
- (10) 実習の教育効果を上げるため、介護総合演習については、実習前の介護技術の確認や介護実習施設等に係るオリエンテーション、実習後の事例報告会の開催、実習期間中に学生が介護福祉士養成施設において学習する日の設定等を通じ、実習に必要な知識及び技術、介護過程の展開の能力等について、個々の学生の学習到達状況に応じた総合的な学習となるよう努めること。
- (11) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び生徒に対して徹底を図ること。
- (12) 介護実習における医療的ケアの現地研修の扱いについては、8の2によること。

8の2 医療的ケアに関する事項

(1) 基本研修に関する事項

基本研修の時間数は、休憩時間を除いた実時間で50時間以上とすること。

(2) 演習に関する事項

医療的ケアの演習については、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数以上の演習を実施すること。

ア 喀痰吸引

- (ア) 口腔 5回以上
- (イ) 鼻腔 5回以上
- (ウ) 気管カニューレ内部 5回以上

イ 経管栄養

- (ア) 胃ろう又は腸ろう 5回以上
- (イ) 経鼻経管栄養 5回以上

ウ 救急蘇生法 1回以上

(3) 現地研修に関する事項

ア 現地研修を行うことができる生徒は、医療的ケアの講義及び演習を修了した生徒に限られること。

イ 実地研修の回数は、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次のとおりとすること。
ただし、実地研修を安全に実施するために、喀痰吸引等を必要とする者等の書面による同意、関係者による連携体制の確保等の要件（「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（社援発 1111 第 1 号平成 23 年 11 月 11 日付け厚生労働省社会・援護局長通知））を満たしている必要があること。

（ア）喀痰吸引

- 1) 口腔 10 回以上
- 2) 鼻腔 20 回以上
- 3) 気管カニューレ内部 20 回以上

（イ）経管栄養

- 1) 胃ろう又は腸ろう 20 回以上
- 2) 経鼻経管栄養 20 回以上

ウ 実地研修は、基本的には介護実習又は「生活支援技術（医療的ケアを含む。）」の中で実施することとする。なお、実地研修については、例えば、登録研修機関と連携した上で、当該登録研修機関に係る実地研修施設等を活用することや、登録喀痰吸引等事業者（法第 48 条の 6 第 1 項に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。）との連携なども考えられること。

エ 医療的ケアの修了要件として、「実地研修の修了」が必須とされているものではないことから、実地研修を修了しなくても福祉系高等学校等を卒業させることは可能であるが、生徒が実地研修を修了した上で卒業し、介護福祉士資格を取得した場合には、当該生徒は資格取得後の実地研修は不要となるため、各福祉系高等学校等においては、実地研修を修了した生徒に対して、様式 3 による実地研修修了証明書を交付すること。

（4）介護実習における留意事項

実地研修場所としての要件を満たす介護実習施設等で介護実習を行う場合には、医療的ケアの講義及び演習まで修了した生徒に対して、可能な限り実地研修も行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

なお、医療的ケアの見学及び実地研修を行う介護実習施設等は、介護実習 I・II のいずれでもよいこと。ただし、実地研修を行う場合には、（3）の要件を満たす必要があること。

9 情報公開に関する事項

- (1) 開示すべき情報の内容は、別表2に定める内容以上であること。
- (2) 情報の開示を行うに当たっては、インターネットや生徒募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

10 運営に関する事項

- (1) 福祉系高等学校等の経理が他と明確に区分されていること。
- (2) 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (4) 令第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

11 特例高等学校等に関する事項

- (1) 学校指定規則附則第2条に規定する特例高等学校等（以下、単に「特例高等学校等」という。）における実習については、専攻科及び別科以外の特例高等学校等にあつては、介護実習Ⅱを105時間（3単位）以上、専攻科にあつては、介護実習Ⅱを70時間（2単位）以上行うよう努めること。
- (2) 特例高等学校等にあつては、1及び4から10まで（8の（2）は除く。）にかかわらず、上記（1）及び学校指定規則附則第2条に規定するほか、教員、施設設備等については、適切に授業を行えるものであること。

12 経過措置に関する事項

- (1) 平成21年度において新規に開設する福祉系高等学校等については、2の設置計画書等に関する規定は適用しないものであること。
- (2) 平成21年3月31日に現に存する高等学校等（基本的な設備が完成しているものを含み、平成21年4月1日以降に増築され、又は改築された部分を除く。）については、当分の間、1の（4）中「1.65平方メートル以上であること」とあるのは、「1.65平方メートル以上を標準とすること」と、1の（5）中「11.0平方メートル以上の広さ

を有する」とあるのは、「11.0 平方メートル以上の広さを標準として有する」と、1の(6)及び(7)中「1.65 平方メートル以上の広さを有し」とあるのは「1.65 平方メートル以上の広さを標準として有し」と読み替えることとする。

(3) 学校指定規則第5条第14号ロに規定する講習会には、厚生労働省の補助金を受けて、社団法人日本介護福祉士会が平成20年度に行う学校指定規則第5条第14号ロに規定する講習会に準ずる内容の講習会を含めて差し支えないこと。

(4) 学校指定規則附則第5条第7号に規定する「新指定規則第5条第14号ロに規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修」とは、平成21年3月31日までの間において、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う実習指導者の養成のための研修その他学校指定規則第5条第14号ロに規定する講習会に規定する講習会に相当する講習会をいうものであり、これに該当すると思われる講習会の実施主体にあつては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課宛て照会されたいこと。

13 その他

(1) 制度の見直しについて

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)附則第9条第2項において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」こととされていることを踏まえ、平成21年度以降の新しい教育カリキュラムの施行状況を注視し、必要に応じて見直しを行うこととしているので、御了知ありたいこと。

(2) 現に福祉系高校等において教授している有資格者等について

福祉の教員免許状を有さずに介護福祉士や看護師その他現に福祉系高校等において教授している有資格者等については、特別免許状制度等を活用することで学校指定規則第8条第2号に規定する教員の数に含めることができること。このため、当該制度の適切な活用することにより、今後も効果的かつ実践的な教育に努められたいこと。

別表1

資格取得時の介護福祉士養成の目標

- 1 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。
- 2 あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する。
- 3 介護実践の根拠を理解する。
- 4 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。
- 5 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。
- 6 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。
- 7 他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。
- 8 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。
- 9 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。
- 10 的確な記録・記述の方法を身につける。
- 11 人権擁護の視点、職業倫理を身につける。

領域	領域の目的	
人間と社会	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養する。 2 利用者に対して、あるいは多職種協働で進めるチームケアにおいて、円滑なコミュニケーションをとるための基礎的なコミュニケーション能力を養う。 3 アカウンタビリティ(説明責任)や根拠に基づく介護の実践のための、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力を養う。 4 介護実践に必要な知識という観点から、介護保険や障害者自立支援法を中心に、社会保障の制度、施策についての基礎的な知識を養う。また、利用者の権利擁護の視点、職業倫理観を養う。 	
	科目	ねらい
	社会福祉基礎	<p>「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。</p>
		<p>教育に含むべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人間の尊厳と自立 ② 介護における尊厳の保持・自立支援

		<p>介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。</p>	<p>① 人間関係の形成 ② コミュニケーションの基礎</p>
		<p>① 個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。</p> <p>② わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。</p> <p>③ 介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。</p> <p>④ 介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する学習とする。</p>	<p>① 生活と福祉 ② 社会保障制度 ③ 介護保険制度 ④ 障害者自立支援制度 ⑤ 介護実践に関連する諸制度</p>
	<p>人間と社会に関する選択科目(教科:公民、数学、理科、家庭)</p>	<p>以下の内容のうちから福祉系高等学校等ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。</p> <p>① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習(科目例:生物基礎、生物)</p> <p>② 数学と人間のかかわりや社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習(科目例:数学Ⅰ、</p>	

		<p>数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B、数学応用)</p> <p>③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習（科目例：家庭基礎、家庭総合、生活デザイン）</p> <p>④ 組織体のあり方、対人関係のあり方、（リーダーとなった場合の）人材育成のあり方についての学習</p> <p>⑤ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習（科目例：現代社会、倫理、政治・経済）</p> <p>⑥ その他の社会保障関連制度についての学習（科目例：生活と福祉）</p>	
介護	領域の目的		
	<p>1 介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。</p> <p>2 自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。</p> <p>3 利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。</p> <p>4 多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。</p> <p>5 リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。</p>		
	科目	ねらい	教育に含むべき事項
	介護福祉基礎	<p>「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。</p>	<p>① 介護福祉士を取り巻く状況</p> <p>② 介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ</p> <p>③ 尊厳を支える介護</p> <p>④ 自立に向けた介護</p> <p>⑤ 介護を必要とする人の理解</p> <p>⑥ 介護サービス</p> <p>⑦ 介護実践における連携</p> <p>⑧ 介護従事者の倫理</p> <p>⑨ 介護における安全の確保とリスクマネジメ</p>

			<p>ント</p> <p>⑩ 介護従事者の安全</p>
	コミュニケーション技術	<p>介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。</p>	<p>① 介護におけるコミュニケーションの基本</p> <p>② 介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション</p> <p>③ 介護におけるチームのコミュニケーション</p>
	生活支援技術 (医療的ケアを含む。)	<p>尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。併せて、医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。</p>	<p>① 生活支援</p> <p>② 自立に向けた居住環境の整備</p> <p>③ 自立に向けた身じたくの介護</p> <p>④ 自立に向けた移動の介護</p> <p>⑤ 自立に向けた食事の介護</p> <p>⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護</p> <p>⑦ 自立に向けた排泄の介護</p> <p>⑧ 自立に向けた家事の介護</p> <p>⑨ 自立に向けた睡眠の介護</p> <p>⑩ 終末期の介護</p> <p>⑪ 医療的ケア実施の基礎</p> <p>⑫ 喀痰吸引（基礎的知</p>

			識・実施手順) ⑬ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ⑭ 演習
	介護過程	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	① 介護過程の意義 ② 介護過程の展開 ③ 介護過程の実践的展開 ④ 介護過程とチームアプローチ
	介護総合演習	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に生徒が福祉系高等学校等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。	
	介護実習	① 個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。 ② 個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	
ところ からの 知識の しくみ	領域の目的		
	1 介護実践に必要な知識という観点から、からだところのしくみについての知識を養う。 2 増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的社会的なケアについての基礎的な知識を養う。		
	科目	ねらい	教育に含むべき事項

こころとからだの理解	<p>発達の見点からの老化を理理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。</p>	<p>① 人間の成長と発達の基礎的理解</p> <p>② 老年期の発達と成熟</p> <p>③ 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>④ 高齢者と健康</p>
	<p>認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。</p>	<p>① 認知症を取り巻く状況</p> <p>② 医学的側面から見た認知症の基礎</p> <p>③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>④ 連携と協働</p> <p>⑤ 家族への支援</p>
	<p>障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。</p>	<p>① 障害の基礎的理解</p> <p>② 障害の医学的側面の基礎的知識</p> <p>③ 連携と協働</p> <p>④ 家族への支援</p>
	<p>介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理理解する学習とする。</p>	<p>① こころのしくみの理理解</p> <p>② からだのしくみの理理解</p> <p>③ 身じたくに関連したこころとからだのしくみ</p> <p>④ 移動に関連したこころとからだのしくみ</p> <p>⑤ 食事に関連したこころとからだのしくみ</p> <p>⑥ 入浴、清潔保持に関連したこころとからだの</p>

			しくみ ⑦ 排泄に関連したこころとからだのしくみ ⑧ 睡眠に関連したこころとからだのしくみ ⑨ 死にゆく人のこころとからだのしくみ
--	--	--	--

(注)「生活支援技術」に含まれる「医療的ケア」に関する留意事項

- ・ 「医療的ケア実施の基礎」から「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」までについて50時間の教育を行うこととし、「演習」については50時間を含めないこと。
- ・ 「医療的ケア実施の基礎」では、関連する法制度や倫理、関連職種の役割、救急蘇生法、感染予防及び健康状態の把握など、医療的ケアを安全・適切に実施する上で基礎となる内容とすること。
- ・ 「喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）」では、喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
- ・ 「経管栄養（基礎的知識・実施手順）」では、経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を習得する内容とすること。
- ・ 「演習」の回数は次のとおりとすること。
 - ア 喀痰吸引：口腔5回以上、鼻腔5回以上、気管カニューレ内部5回以上
 - イ 経管栄養：胃ろう又は腸ろう5回以上、経鼻経管栄養5回以上
 - ウ 救急蘇生法：1回以上

別表 2

区分	情報開示の項目
設置者に関する情報	① 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先 ② 法人の代表者の氏名 ③ 福祉系高等学校等以外の実施事業 ④ 財務諸表（設置者が法人の場合）
福祉系高等学校等に関する情報	① 名称、住所及び連絡先 ② 福祉系高等学校等の校長の氏名 ③ 開設年月日 ④ 学則等 ⑤ 施設設備の概要（図書の数を含む。）
養成課程に関する情報	① 養成課程の教育課程表 ② 定員 ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先） ④ 費用 ⑤ 教員数、科目別担当教員名 ⑥ 使用する教材 ⑦ 教材 ⑧ 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容 ⑨ 介護実習の内容及び特徴
実績に関する情報	① 卒業者の延べ人数 ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数、進学先の学校種別及び進学者数）
その他の情報	その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報

(様式1)

福祉系高等学校等設置計画書

1 学校名						
2 位置						
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏名					
	住所					
4 設置年月日						
5 種類等	種類	1学年 の定員	学級数	1学級 の定員	修業 年限	授業開始 予定年月日
	(1) 法第40条第2項第4号の 福祉系高等学校等 (昼間課程・夜間課程)					
	高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科 ※ 該当するものを、○で囲むこと					
	(2) 法附則第9条第1項の特例 高等学校等 (昼間課程・夜間課程・通信課程)					
高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科 ※ 該当するものを、○で囲むこと						
6 校長の 氏名						
7 必置教員 (教務に関する 主任者には氏名 の前に◎印を、領 域「介護」「ここ ろとからだのし くみ」に1人以上 必要な教員には、 ○印を記すこと)	氏名	年齢	担当科目	資格・免許	教員調書 頁番号	

8	医療的ケア を担当する教 員				
9	その他の教 員				
10	領 域	科 目 名 (単 位 数)		同時に 受講する 生徒数	単位数
開 講 科 目 対 照 表	人間と 社会	社会福祉基礎 (4)			
		人間と社会 に関する 選択科目 (4)			
		計			
介 護	介護福祉基礎 (5)				
	コミュニケーション技術 (2)				
	生活支援技術 (10)				
	介護過程 (4)				
	介護総合演習 (3)				
	介護実習	(介護実習 I の計)			

		(13)	(介護実習Ⅱの計)						
			計						
	こころとからだのしくみ	こころとからだの理解 (8)							
	合 計								
11 建 物	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)		
			m ²			m ²			
			m ²			m ²			
	建物 延面積		m ²			m ²			
			m ²			m ²			
			m ²			m ²			
			m ²			m ²			
12	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ	体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型	器 台 式 式 式 台 体 体 式 体					
13 実 習 施 設	施設名及び施設種	氏名(法人にあっては名称)	設 置 年月日	位 置	入所 定員	実 習 指導者	実習指導 者調書頁 番号	実 習 区 分	
								I II	
								I II	
								I II	
								I II	

14 整備に要する経費	区分	整備方法	金額
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（ ）	千円
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（ ）	千円
	設備		千円
	合計		千円
15 資金計画	区分	金額	
	自己資金	千円	
	借入金	千円	
	その他（具体的に）	千円	
	合計	千円	

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

(注2) 7、8の教員の資格名欄には、「福祉」の教員免許状、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格・免許を持つ者について記入すること。

(注3) 11の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室（㎡）と和室（畳）を区別して記入すること。

(注4) 14の整備に要する経費及び15の資金計画については、国又は地方公共団体が設置する学校である場合は記入及び添付書類は不要。

教員に関する調書

福祉系高等学校等の名称			
氏名			
生年月日	年齢(歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
指定規則第8条第4号の要件	該当 ・ 非該当		
指定規則第8条第5号の要件	該当 ・ 非該当		
文部科学大臣及び厚生労働大臣 が別に定める基準を満たす研 修・講習会等の受講状況	研修・講習会等の名称	受講期間	修了年月
医療的ケア教員講習会	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護職員によるたんの吸引等 の試行事業又は研修事業(不特 定多数の者を対象としたものに 限る。)における指導者講習会	1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了		
教 育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成する。

(注2) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修・講習会、医療的ケア教員講習会、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会を修了した者については、当該修了証の写しを添付すること。

実習指導者に関する調書

実習施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
従事している業務内容			
介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了	
介護福祉士国家資格		1. 有 2. 無 （資格取得時期 年 月）	
区分			
職 歴	施設・事業所名称	業務内容	年 月
	合 計		

(注1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 実習施設・事業等（Ⅰ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験する者は①と、
- ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程を修了した者は②と、
- ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者であって、「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程」を修了した者は③と、
- ・ それら以外の者にあっては④と、

記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

(1) 設置者が法人である場合

- ア 法人の寄附行為又は定款
- イ 役員名簿
- ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録
- エ 申請年度の事業計画及び収支予算書
- オ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
- カ 校長の履歴、就任承諾書

(2) 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

- ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
- イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

- ア 寄附申込書
- イ 寄附をする者の財産を証明する書類

- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 実習施設の概要等
- 7 学則等
- 8 入学者選抜の概要（学生の受入の方針、受入方策等）
- 9 編入学定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- 10 教育用機械器具及び模型の目録
- 11 時間割
- 12 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には1～12に加え以下の書類を添付すること。

- 13 通信養成を行う地域
- 14 添削その他の指導の方法
- 15 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- 16 課程終了の認定方法
- 17 通信養成に使用する教材の目録

(様式2)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣
殿
地 方 厚 生 (支) 局 長

申 請 者

福祉系高等学校等指定申請書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条の規定に基づき申請します。

福祉系高等学校等指定申請書

1	学校名						
2	位置						
3	設置者	氏名					
	(法人の場合は 名称・所在地)	住所					
4	設置年月日						
5	種類等	種類	1学年 の定員	学級数	1学級 の定員	修業 年限	授業開始 予定年月日
		(3) 法第40条第2項第4号の 福祉系高等学校等 (昼間課程・夜間課程)					
	高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科 ※ 該当するものを、○で囲むこと						
	(4) 法附則第9条第1項の特例 高等学校等 (昼間課程・夜間課程・通信課程)						
高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科 ※ 該当するものを、○で囲むこと							
6	校長の 氏名						
7	必置教員 (教務に関する 主任者には氏名 の前に◎印を、領 域「介護」「ここ ろとからだのし くみ」に1人以上 必要な教員には ○印を記すこと)	氏名	年齢	担当科目	資格・免許	教員調書 頁番号	
8	医療的ケア						

	を担当する教員						
	9 その他の教員						
10 開 講 科 目 対 照 表	領 域	科 目 名 (単 位 数)			同時に 受講する 生徒数	単位数	
	人間と 社会	社会福祉基礎 (4)					
		人間と社会 に関する 選択科目 (4)	-----				

		計					
	介 護	介護福祉基礎 (5)					
		コミュニケーション技術 (2)					
		生活支援技術 (10)					
		介護過程 (4)					
		介護総合演習 (3)					
		介護実習 (13)	(介護実習Ⅰの計)				
			(介護実習Ⅱの計)				
計							

	こころとからだのしくみ	こころとからだの理解 (8)						
合 計								
11 建 物	土地面積	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先 (共用する場合についてのみ記入)	
			m ²			m ²		
			m ²			m ²		
	建物 延面積			m ²			m ²	
				m ²			m ²	
				m ²			m ²	
				m ²			m ²	
12	実習用モデル人形 人体骨格模型 成人用ベッド 移動用リフト スライディングボード・マット 車いす 簡易浴槽 ストレッチャー 排せつ用具 歩行補助つえ 盲人安全つえ		体 体 床 台 台 台 槽 個 個 本 本	視聴覚機器 障害者用調理器具・食器類 和式布団一式 吸引装置一式 経管栄養用具一式 処置台又はワゴン 吸引訓練モデル 経管栄養訓練モデル 心肺蘇生訓練用器材一式 人体解剖模型		器 台 式 式 式 台 体 体 式 体		
13 実 習 施 設	施設名及び施設種	氏名(法人にあっては名称)	設 置 年月日	位 置	入所 定員	実 習 指導者	実習指導 者調書頁 番号	実 習 区 分
								I II
								I II
								I II
								I II
14	整備に要 する経費	区分	整備方法				金額	
		土地	自己所有・寄付・買収・その他()				千円	
		建物	自己所有・寄付・買収・その他()				千円	

	設備		千円
	合計		千円
15 資金計画	区分	金額	
	自己資金	千円	
	借入金	千円	
	その他（具体的に）	千円	
	合計	千円	

（注1）記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

（注2）7、8の教員の資格名欄には、「福祉」の教員免許状、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格・免許を持つ者について記入すること。

（注3）11の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室（㎡）と和室（畳）を区別して記入すること。

（注4）14の整備に要する経費及び15の資金計画については、国又は地方公共団体が設置する学校である場合は記入及び添付書類は不要。

教員に関する調書

福祉系高等学校等の名称			
氏名			
生年月日		年齢(歳)	
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
指定規則第8条第4号の要件		該当 ・ 非該当	
指定規則第8条第5号の要件		該当 ・ 非該当	
文部科学大臣及び厚生労働大臣 が別に定める基準を満たす研 修・講習会等の受講状況	研修・講習会等の名称	受講期間	修了年月
医療的ケア教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了	
介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業(不特定多 数の者を対象としたものに限る。) における指導者講習会		1. 修了 (年 月 日 ~ 年 月 日) 2. 未修了	
教 育 歴 ・ 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合 計		
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成する。

(注2) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修・講習会、医療的ケア教員講習会、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業(不特定多数の者を対象としたものに限る。)における指導者講習会を修了した者については、当該修了証の写しを添付すること。

実習指導者に関する調書

実習施設名			
氏名			
生年月日		年齢（ 歳）	
従事している業務内容			
介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了	
介護福祉士国家資格		1. 有 2. 無 （資格取得時期 年 月）	
区 分			
職 歴	施設・事業所名称	業務内容	年 月
	合 計		

(注1) 各実習指導者ごとに作成する。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 実習施設・事業等（Ⅰ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験する者は①と、
 - ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程を修了した者は②と、
 - ・ 実習施設・事業等（Ⅱ）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者であって、「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程」を修了した者は③と、
 - ・ それら以外の者にあつては④と、
- 記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

添付書類

1 設置者に関する書類

(1) 設置者が法人である場合

- ア 法人の寄附行為又は定款
- イ 役員名簿
- ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録
- エ 申請年度の事業計画及び収支予算書
- オ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
- カ 校長の履歴、就任承諾書

(2) 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ

2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

3 整備に関する書類

(1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確約書、買収又は賃借の場合は契約書

(2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確約書、買収の場合は契約書

4 資金計画に関する書類

(1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

(2) 借入金

- ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
- イ 融資内諾書等の写

(3) 寄附金

- ア 寄附申込書
- イ 寄附をする者の財産を証明する書類

- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 実習施設の概要等
- 7 学則等
- 8 入学者選抜の概要（学生の受入の方針、受入方策等）
- 9 編入学定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- 10 教育用機械器具及び模型の目録
- 11 時間割
- 12 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には 1 から 12 に加え以下の書類を添付すること。

- 13 通信養成を行う地域
- 14 添削その他の指導の方法
- 15 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- 16 課程終了の認定方法
- 17 通信養成に使用する教材の目録

(様式3)

実地研修修了証明書

フリガナ		
氏名		
喀痰吸引	種類	実地研修修了の有無 (修了したものに○をつけること)
	①口腔 (10回以上)	
	②鼻腔 (20回以上)	
	③気管カニューレ内部 (20回以上)	
経管栄養	種類	実地研修修了の有無 (修了したものに○をつけること)
	①胃ろう又は腸ろう (20回以上)	
	②経鼻経管栄養 (20回以上)	

上記の者は、当福祉系高等学校等において医療的ケアに関する実地研修を修了したことを証明します。

年 月 日

所在地・連絡先

福祉系高等学校等・代表者氏名

印